

広告取扱規程

第1条（趣旨）

本規程は、株式会社インユー（以下「管理者」といいます。）が運営、管理する Web サイト（以下「Web サイト」といいます。）への各種広告（以下に定めます。）の掲載に関して必要な事項を定めるものです。

第2条（本規程の追加、変更）

管理者は管理者が適宜定める方法により、顧客（以下「広告主」といいます。）の承諾を得ることなく、本規程に新たな定めを追加または変更ができるものとし、広告主はあらかじめ、当該変更等を承認したうえで、管理者に広告掲載の申込みを行うものとし、広告主が管理者に広告掲載を依頼した場合は、これを承諾したものとみなします。万一、以上により広告主が被った損害があっても、管理者は一切の責を負いません。なお、広告主は、不具合、問題などが発生した場合、直ちに管理者に書面にて報告し、管理者からの指示がある場合には、それに従うものとします。

第3条（広告掲載申込等）

Web サイトへの広告を掲載しようとする者は、別途管理者が定める申込書により、郵送、持参、Eメール等で管理者に申し込むものとします。

第4条（広告掲載の決定）

1. 管理者は、前条の申込みがあったときは、内容、書類の確認のうえ掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとします。
2. 前項の掲載の可否の決定に当たっては、申込が多数の場合は申込先着順とすることがあります。
3. 管理者は広告主または申込者に対し、掲載の可、不可、申込の順位などについての内容に関し一切の回答をいたしません。

第5条（ツールの提供）

1. 管理者は広告主が本規程を遵守することを条件として、広告主が当該広告に関する広告掲載の申込みおよび条件設定、管理、確認を行う目的にのみ、管理者が用意する広告掲載・管理用インターフェース、プログラム、ツール、システム、Web サイトなど（以下、総称して「本件ツール」といいます。）へアクセスし、またはこれを使用する権利を申込者に付与します。
2. 広告主は、本件ツールにアクセスし、これを使用するにあたり、以下に定める事項を

遵守するものとします。

(1) 本件ツールおよびこれに関連する ID、パスワード、その他本件ツールを使用するための一切の情報は、広告主の責任において適切に使用、管理し、別途広告主が本件ツールを用いて広告掲載およびアカウントの設定、管理、確認を行う権限を付与した者にのみ使用させることとします。なお、広告主は、当該権限を付与した者について、氏名、所在、連絡先、権限付与期間、在職期間などを適切に管理し、当該管理の状況を記録の上、広告掲載契約期間中保存するものとします。

(2) 管理者の定める使用方法および使用目的以外で、本件ツールを使用しないものとします。

(3) 本件ツールの正常な作動を妨げたり、妨げようと試みないものとします（虚偽の情報を入力する行為、管理者が不適切と判断した態様でシステムに負荷を与える行為などを含みます。）。

(4) 本件ツールをリバースエンジニアリングしたり、改変、変更する行為、または本件ツールに含まれる知的財産権、その他一切の権利を侵害する行為をしないものとします。

(5) 自動化されたソフトウェア等の手段（管理者が提供したツール等を除く）を用いて本件ツールを使用しないものとします。

第6条（広告の種類）

1. Web サイトに掲載する広告は、動画配信サービス、記事広告、バナー広告（Web サイト内に表示される広告画像で、広告の指定する Web サイトにリンクするもの）、SNS（ソーシャル・ネット・ワークサービスを指し、facebook 等を指します。）（以下総称して「広告」といいます。なお、適宜、適切な媒体に応じて読み替えるものとします。）でのシェアとし、その範囲は次のいずれにも該当しないものとします。

(1) 責任の所在が不明確なもの。

(2) 法令、条例、規則等に違反しまたは抵触するおそれのあるもの。

(3) 公正な第三者機関の立証データ無しに「世界一」「No.1」等の表記をしているもの、または比較広告で公正取引委員会に定めるガイドラインに準じていないもの。

(4) 公序良俗に反し、または反するおそれのあるもの。

(5) 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となるおそれのあるもの。

(6) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、またはこれに反対する内容のもの。

(7) 公職の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法第3条に規定する公職に

ある者を含む）を推薦し、支持し、またはこれに反対するもの。

(8) 宗教性のあるもの。

- (9) 個人の氏名広告にあたるもの。
 - (10) 写真、談話、および商標、著作物、意匠などを無断で使用したもの。
 - (11) 管理者が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの。
 - (12) Web サイトの公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの。
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、Web サイトの広告として適当でないと管理者が判断するもの。
2. 前項の規程は、広告リンク先として広告主が指定した Web サイトの内容についても適用します。

第7条（広告の規格）

広告の規格は、別途管理主が定めるとおりとします。

第8条（本人確認）

管理者は、申込者および広告主に対して、登録情報の内容が真実であるかどうか等を確認するために、いつでも本人確認をすることができるものとし、申込者または広告主は、管理者の求めに応じて、当該確認に必要な情報を書面等により管理者に提供する義務を負うものとしします。

第9条（広告の掲載場所等）

広告の掲載場所は Web サイト内で管理者が指定する場所とし、当該指定場所における掲載位置の序列が有る場合は、申込順を基礎として管理者が指定するものとしします。

第10条（広告原稿の作成及び提出）

- 1. 広告掲載許可の決定を受けた申込者（広告主を指します。）は、広告の素材（以下「広告原稿」といいます。）を管理者が指定する期日までに提出するものとしします。
- 2. 広告原稿は広告主の責任及び負担で作成するものとする。

第11条（広告掲載料）

- 1. 広告掲載料については、動画配信サービス、記事広告、バナー広告、SNS などのプランによって異なるものとし、別途管理者が広告主に提示するものとしします。
- 2. 前項の広告掲載料は管理者が指定する期日までに前納をしなければならないものとしします。

第12条（支払遅延の効果）

- 1. 申込者および広告主が支払いを遅滞した場合、管理者は本規程に基づく契約および遅滞のあった時点で成立している他の契約に基づく広告掲載のすべてを申込者または広告

主による支払がなされるまで履行しないことができるものとします。この場合、申込者または広告主は当該広告掲載がなされないことについて管理者に対し損害賠償請求その他の何らの請求を行うことはできないものとします。

2. 申込者または広告主が支払いを行わない場合、管理者に対し、実際の支払日まで、その日数に応じて年利14.6%の遅延損害金を支払うものとします。

第13条（広告内容等の変更）

管理者は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWebサイト内容等が法令、条例、規則等に違反している場合、またはそのおそれがある場合は、広告者に対して広告内容等の変更を求めることができるものとし、広告主はこれに応じるものとします。万一、広告主が応じない場合は、管理者は広告の掲載を拒むことができるものとし、それにより広告に関する契約が解除となった場合であっても、管理者は広告に関し徴求した費用などを一切返還いたしません。

第14条（広告掲載の取消し）

管理者は次の各号に該当する場合、広告掲載期間中であっても広告掲載を取り消すことができるものとします。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 前条の規定による広告内容の変更を広告者が行わないとき。
- (3) 広告主Webサイトの内容等が、申込時から変更され本規程に反すると判断したとき。
- (4) 広告主Webサイトが正しく動作していない場合。
- (5) その他Webサイトへの広告掲載が適切でないと管理者が判断したとき。

第15条（広告掲載の取下げ）

広告主は自己都合によりWebサイトへの広告掲載を取り下げることができるものとします。ただし、それにより広告に関する契約が解除となった場合であっても、管理者は広告に関し徴求した費用などを一切返還いたしません。

第16条（広告掲載の中断）

1. 広告主側の原因によりサービスが中断となった場合、管理者は一切の責任を負いません。
2. 管理者側の原因によりやむを得ず広告掲載が中断となった場合、管理者はできる限りの復旧に努めるものとしますが、当該中断に基づく金員の提供や返還、サービスなどによる保証は行わないものとします。
3. 天災地変、通信事業者によるサービス、サーバーの停止・中断、通信回線・ネットワークの障害、第三者によるハッキングやクラッキング等の不正アクセス、停電、その他

管理者の責めに帰することのできない事由による場合、管理者は一切の責任を負いません。

第17条（広告掲載の一時的な中断、変更、追加、中止）

管理者は、やむをえない事情が有ると判断した場合、または客観的にやむをえない事象が発生した場合、広告主への事前に通知をし、また承諾を得ることなく、一時的にサービスを中断できるものとします。また、条件等、サービスの内容に関する全部または一部について、変更、追加、中止することができるものとし、広告主はそれを受け入れるものとします。

第18条（リンク先の変更）

広告主は、広告デザイン・リンク先を変更しようとするときは、2週間前までに管理者に連絡するものとします。なお、その内容等によっては、管理者は変更を拒絶できるものとし、広告主は正当な理由がない限り、それを受け入れるものとします。

第19条（連絡）

広告主は、管理者に対し連絡が必要であると判断した場合には、それぞれ該当する窓口宛にメール、郵便または特に管理者が指定している場合はその方法を用いて連絡を行うものとし、管理者はそれ以外の方法による連絡についてはこれに応じることを拒否できるものとし、管理者は当該可とされる連絡以外の連絡により偶々管理者に連絡が到達したとしても、それを受領せず、また、不到達とみなすものとします。

第20条（広告主の責務）

1. 広告主は広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任（管理者が依頼等するライターの記事等を含みます。また、第三者からの苦情、クレーム、知的財産権その他権利侵害の主張に対する対応、責任を含みます。）を負うものとし、管理者は一切の責を負わないものとします。
2. 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、管理者に対して保証するものとします。
3. 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとし、管理者は一切の責を負わないものとします。

第21条（守秘義務）

申込者および広告主は、広告掲載契約の有効期間中はもとより有効期間終了（理由の如何を問いません。）後も、本件広告の掲載または広告掲載契約に関して知り及び知り得

た管理者の秘密情報（事業上、技術上、人事上、資本上などの情報を指します。）を第三者に提供、開示、漏洩し、また広告掲載契約の履行以外の目的に使用してはならないものとします。ただし、申込者および広告主は、広告掲載の実績、効果を報告する目的に限り、本件広告の掲載実績に関するデータを開示することができるものとします。

第22条（法令の遵守）

管理者および申込者、広告主は、法令（条例を含みます。以下同じ。）を遵守するものとします。申込者および広告主は、本件広告の掲載にあたり、公序良俗、その他法令、官公庁の公表するガイドライン、業界団体の自主規制、慣習（以下「法令等」といいます。）を遵守するものとし、法令等違反が原因で管理者に損害が生じた場合、これを賠償するとともに、管理者に警察等その他公権力から要請があった場合、捜査、ヒアリング、情報提供、証拠提出等協力を行うものとします。

第23条（契約の解除）

1. 申込者または広告主（本条において総称して「広告主」といいます。）が次の各号のいずれかに該当した場合、管理者は広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告主と管理者間で成立した広告掲載契約の全部もしくは一部につき履行を停止し、または解除することができるものとします。この場合、履行の停止か解除に関わらず管理者は、広告主に対して損害賠償の請求ができるものとします。

- （1）本規程に違反したとき
- （2）管理者に対し虚偽の申告を行い、または広告主に対して3日以上継続して連絡がとれなくなったとき
- （3）前各号のほか、広告主が本規程または管理者とその他の契約に違反し、管理者の催告にもかかわらず速やかにこれを履行しないとき
- （4）差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てがなされ、または租税公課を滞納し督促を受けたとき
- （5）監督官庁から行政指導、営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき
- （6）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申し立てがあったとき、または解散（法令に基づく解散も含みます）、清算もしくは私的整理の手続に入ったとき
- （7）資本減少、事業の廃止、休止、変更、または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡、合併、会社分割、株式移転、株式交換の決議をしたとき
- （8）手形または小切手を不渡としたとき、その他支払不能状態に至ったとき
- （9）主要な株主または経営陣の変更がなされ、管理者が本契約を継続することを不適当と判断したとき

- (10) 広告主、それらの代理人、代表者もしくは従業員等が管理者の提供するサービス、その他事業活動を阻害し、またはそのおそれがあると管理者が判断したとき
 - (11) 広告主、それらの代理人、代表者もしくは従業員等が法令に違反した場合（報道されたか否かを問いません。）などで、委託を受けた広告掲載を継続することが管理者の利益または信用を阻害するおそれがあると管理者が判断したとき
 - (12) 広告主、それらの代理人、代表者もしくは従業員等が管理者、管理者の提供するサービス、管理者の関係会社または広告業界の信用を傷つけたとき、またはそのおそれがあると管理者が判断したとき
 - (13) 主要な取引先（本件広告に関する広告主および業務委託先を含むものとします）もしくはそれらの親会社、子会社、関連会社もしくはそれらの代理人、代表者もしくは従業員等が次条第1項各号のいずれかに該当している、またはそのおそれがあると管理者が判断したとき
 - (14) 本件広告またはリンク先の内容の全部または一部が各種法令、公序良俗に違反している、もしくはそのおそれがあるとき、または管理者の別途定める契約やガイドライン等に抵触しているとき、その他、本件広告またはリンク先の内容が不適切と管理者が判断したとき
 - (15) 広告主、それらの代理人、代表者もしくは従業員等が第三者のクレジットカードを不正に使用して広告掲載契約をしたとき
 - (16) 本人確認ができないとき
 - (17) その他、本規程の適用の継続が不適当であると管理者が判断したとき
2. 広告主が前項各号の一に該当した場合、広告主が管理者に対して負担する一切の債務（広告掲載契約における債務に限られません）は、当然に期限の利益を失い、広告主は、直ちに債務全額を現金にて管理者に支払うものとします。
3. 広告主は、広告掲載契約に基づく広告料金全額または管理者が別途と定める額を支払って、いつでも該当する広告掲載契約を解除することができるものとします。
4. 広告主が第1項各号の一に該当した場合は、管理者は予納金がある場合、それを違約金として収受することができるものとします。ただし、管理者は、広告主に対して、違約金とは別に損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第24条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 申込者および広告主は、申込者（広告主を含みます。本条において同じ。）、申込者の親会社、子会社、および関連会社ならびにそれらの代理人、代表者、従業員等（顧問、業務委託、コンサルタント、パート、アルバイトを含みます。以下同じ。以下本条においてあわせて「申込者等」といいます。）が、過去、現在のいずれにおいても次の各号のいずれにも該当せず、該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6) 前各号の共生者
- (7) その他前各号に準ずる者

2. 申込者は、申込者等が自らまたは第三者を利用して、管理者または第三者に対し、次の各号のいずれかの事由に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて管理者もしくは第三者の名誉、信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第25条（準拠法、合意管轄）

- 1. 本規程の成立、効力、履行および解釈に関しては日本法が適用されるものとします。
- 2. 管理者および広告主、申込者は、管理者と広告主、申込者の間で本規程または広告に関する契約について訴訟の必要が生じた場合は、管理者の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意するものとします。

第26条（その他）

この規程に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は管理者が別に定めるものとします。